

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

(1) 地域の災害のリスク

① 地形・地質等

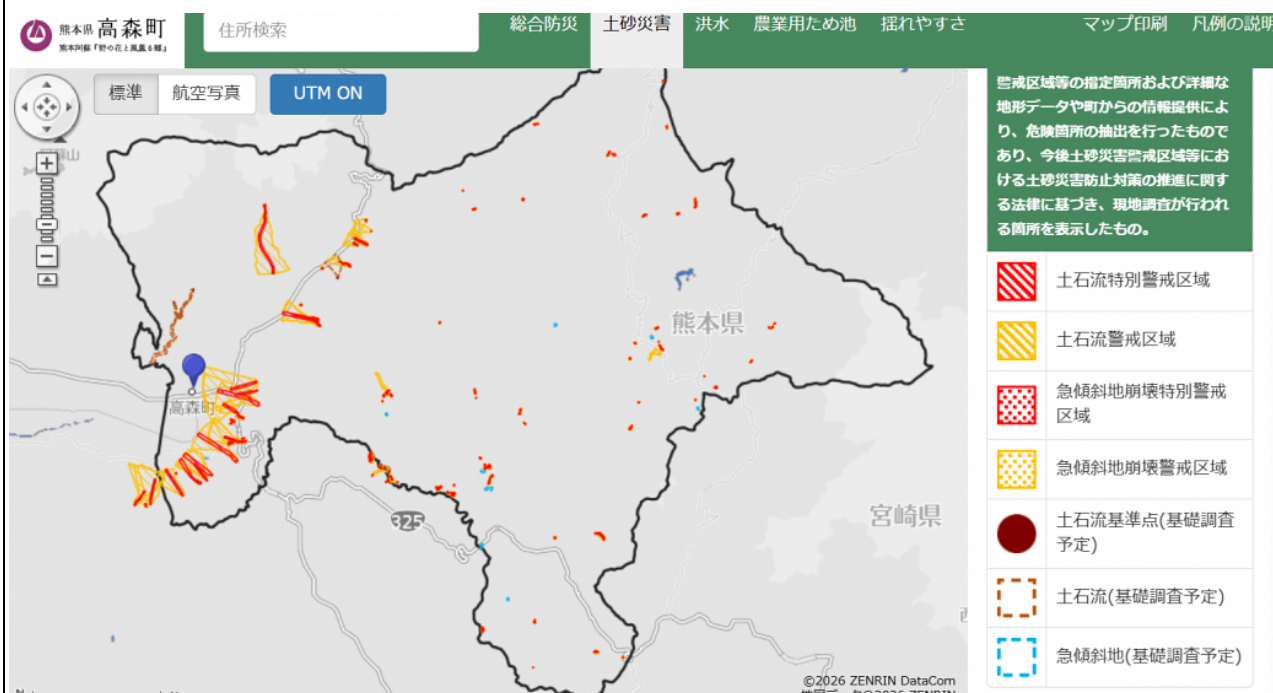
高森町は、世界最大級のカルデラである阿蘇カルデラの南東部に位置し、カルデラを形成する外輪山と、その内側に山々が寄り添った形で存在する阿蘇五岳の間に位置する、熊本県の最東端の町である。

東部は宮崎県西臼杵郡、東北部は大分県直入郡と竹田市に隣接し、中心市街地は標高約550m、町全体で見ると、300m台から1,400m超まで非常に高低差がある。

地質は、数十万年前からの巨大噴火の歴史を物語っており、過去4回の大噴火による火砕流が冷え固まった岩石で、根子岳の硬い安山岩などで構成されている。

また、豊かな湧水層を持ち、外輪山に降った雨が、火砕流堆積物の隙間を通して地下水となり、町内各所（高森湧水トンネルなど）で湧き出している。

(土砂災害：[高森町総合防災マップ \(Web版\)](#))



上図の高森町総合防災マップ (Web版) によると、当会を含む市街地が土石流の警戒地域であり、過去には、昭和28年6月26日の白川上流の大災害、昭和49年7月16日及び昭和63年5月3日並びに平成2年7月2日の豪雨災害により、山地が崩壊し土石流となって流下し、人家、耕地その他に大きな被害をもたらした。

平成24年7月12日に発生した熊本県広域大水害では、阿蘇外輪山周辺で次から次に積乱雲を発生させる、いわゆるバック・ビルディング現象により24時間で500mmを超える大雨を引き起こした。高森町においては土砂災害により39世帯の家屋被害や1名の行方不明者を出す甚大な被害となった。

高森町の大動脈である国道265号線沿いには多くの商店があるが、多くが警戒区域となってお

り、また一部は特別警戒区域となっている。

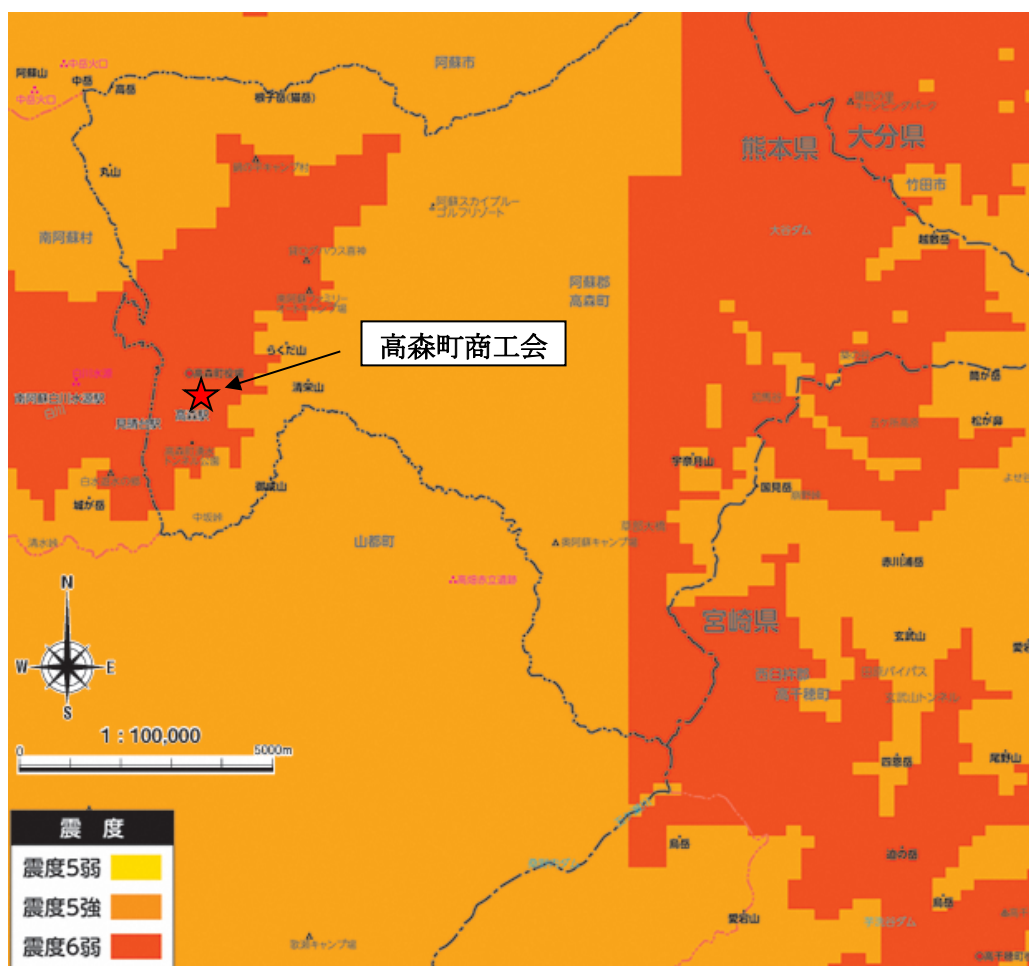
商工業者へのリスクとして、商工会及び役場機能の停止による復旧支援の遅れ、中心商店街の店舗・設備（什器・商品）の汚損、主要道路の寸断による孤立化が想定される。また、観光インフラの毀損、道路寸断による宿泊客の孤立、長期的な宿泊予約のキャンセル、観光客の風評による商圈喪失などが想定される。さらに、町内の主要産業が被災することで、町内産業全体のサプライチェーンが毀損するリスクも存在する。

（地震）

下図は、高森町総合防災マップ中の揺れやすさ MAP で、2023年より今後30年間に6%の確率で一定の揺れに見舞われる計測震度の領域図である。高森町役場をはじめ、高森駅、本会を含む中心地は震度6弱の地域に含まれる。

商工業者へのリスクとしては、建物の倒壊、復旧の長期化、復旧費用の高額化、観光客等の帰宅困難化などが想定される。町内には観光業者への商品納入など行っている小規模事業者も多く、観光業のサプライチェーン全体が毀損することで事業継続が困難になる事業者が発生するリスクも想定される。

【揺れやすさ MAP】



(その他と想定されるリスク)

高森町は、地理的には熊本県の最東端に位置し、北には阿蘇五岳の高岳(1,592m)根子岳(1,408m)、東には祖母山(1,756m)等の高峰を有し、梅雨期には多雨域となって白川・五ヶ瀬川・大野川水系に豪雨をもたらし、また、台風期には特に山岳地域に雨が多く豪雨出水をもたらしている。

(感染症、サイバー攻撃等)

新型インフルエンザ等(感染症)は、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。本町の主要産業である観光業では、サイバー攻撃による顧客情報の漏洩等のリスクへの対策が急務となっている。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 339人(平成28年6月現在)
 - ・小規模事業者数 232人(平成28年6月現在)
- (うち事業継続力強化計画に取り組んでいる小規模事業者は1者)

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数 (うち事業継続力強化に取り組んでいる者)	備考 (事業所立地状況等)
商 工 業 者	農業、林業	11	5 (0)	町内に広く分散
	鉱業、採石業、砂利採取業	1	1 (0)	
	建設業	41	24 (0)	町内に広く分散
	製造業	27	11 (0)	町内に広く分散
	情報通信業	1	1 (0)	
	運輸業、郵便業	10	3 (0)	町内に広く分散
	卸売業、小売業	98	74 (0)	町内に広く分散
	金融業、保険業	3	1 (0)	
	不動産業、物品賃貸業	5	5 (0)	町内に広く分散
	学術研究、専門・技術サービス業	9	8 (0)	町内に広く分散
	宿泊業、飲食サービス業	51	41 (1)	町内に広く分散
	生活関連サービス業、娯楽業	31	25 (0)	町内に広く分散

教育・学習支援業	4	3 (0)	町内に広く分散
医療・福祉	2 1	5 (0)	町内に広く分散
複合サービス業	4	3 (0)	町内に広く分散
サービス業	2 2	2 2 (0)	町内に広く分散
合計	3 3 9	2 3 2 (1)	

【出展：平成28年経済センサス-活動調査】

(3) これまでの取組

1) 高森町の取組

- ・防災計画の策定…避難所の設定、連絡体制の構築、防災マップの作成と周知。
- ・情報提供…HP、防災無線、テレビ、防災メール、エリアメールを通して防災情報を提供。
- ・防災備品の備蓄…役場の総務課にて、食料、水、消耗品等を備蓄している。
- ・防災訓練…各地区や学校にて防災訓練を行っている。
- ・応援協定…地方公共団体や企業等との災害時の応援協定を締結している。
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び予防接種の助成。
- ・事業者向け感染症予防飛沫防止アクリル板の無料配布。

(4) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する施策の周知。
- ・熊本県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進。
- ・当会が避難所として、地域の防災情報拠点として指定されているものの、防災備品の備蓄が施設内に行われていないため、台風災害等に関して避難情報が発せられた際、町からの防災備品の搬入を支援。
- ・事業者向け感染症予防対策の通知および支援

(5) 事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・町内小規模事業者を訪問し、事業者BCPの策定に係る指導：延べ10者
- ・事業継続力強化に関するセミナー：年1回開催

2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

- ① 町内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていない。
- ② 管内事業者のうち、既にBCPを策定している事業者は、まだ少なく、策定済みの事業者はごく一部に限られている。規模別では、小規模事業者のほとんどは策定していない現状にある。発災時の初動対応や連絡体制が個々の事業者の「経験」に頼っており、組織的な事業継続力が不足している。
- ③ 地域の自然災害等リスクについて本会、本町関係部署との間で十分な議論ができていない。
- ④ 本計画の実行にあたって、保険、共済や資金繰りに対する助言を行える本会経営指導員等職員の不足、防災・減災等の重要性を周知する専門的な知識の不足といった課題がある。

【対策】

- ① 事業継続力強化の取組については、経済産業省 HP に掲載の事業継続力強化計画の認定事業者覧や本会会員へのアンケートや聞き取り等で把握する。
- ② 指導員一人当たり年間3事業者以上の策定支援を最低目標とし、会員事業者を災害発生危険度によりピックアップした上で、計画的な巡回指導を行う。
- ③ 本会及び本町の関連部署と年1回以上の評価委員会（連絡協議会）を開催し、本計画における災害リスクや支援の方針を決定する。また、実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行うこととする。
- ④ 保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行う本会経営指導員の不足については、熊本県商工会連合会や熊本県火災共済協同組合と連携し、必要に応じてセミナー開催や専門家派遣を行う。加えて、本会職員向けに研修や勉強会等を開催し、専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

3 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し自然災害等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 町内の主要産業である観光業が多く集積する地区、役場や商工会が立地する地域経済圏を中心に、小規模事業者を面的に支援し、サプライチェーンや地域経済の機能維持を図ることで、町内全体の小規模事業者の事業継続力強化につなげる。
- ・ 策定後は新たに発生するリスクや本町が実施する防災に係る事業及び支援の積極的な参加を促し、結果を事業者 BCP の見直しに反映させる見直し指導を実施する。
- ・ 支援においては、町内小規模事業者の事業継続力強化計画の策定状況が低いことから、事業者 BCP の策定支援に加え、被災時の事業継続力強化に係る取組として、損害保険・共済の加入などリスクファイナンスの取組を促進する。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ① 事業者 BCP の策定・見直し支援：年3者以上（計画5年間で累計15者以上）
- ② 町内全体の事業継続力強化計画（BCP）の策定率：5%
- ③ 主要産業である宿泊業の小規模事業者においては策定率：10%
- ④ 中心地区の小規模事業者の策定率：15%
- ⑤ リスクファイナンスの推進として、損害保険・共済への加入確認を巡回指導時に徹底する。
：年間20者以上
- ⑥ 上記目標達成のため、セミナー、説明会の開催：年1回

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

2 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経済産業省、高森町と連携し町内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。
- ・経営発達支援計画に則って実施する町内事業者を対象とした経済動向調査の際に、事業者 BCP や事業継続力強化計画の策定状況等の聞き取りを実施する。

(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・巡回指導及び窓口指導時に、高森町総合防災マップを用いながら事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・高森町のお知らせ端末、ホームページ、SNS 等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者 BCP（即時に取り組み可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・サイバー攻撃対策として、IPA（情報処理推進機構）のガイドライン等を活用し、情報セキュリティ対策の啓発を行う。
- ・インフルエンザ感染や大規模な感染症等は、いつ、どこで発生するか分からず、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

《各年度の目標件数》

項目	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
事業者 BCP 策定件数	3	3	3	3	3
専門家派遣件数	3	3	3	3	3
セミナー開催件数	1	1	1	1	1

※セミナー開催については、本会と広域連携を組んでいる小国町商工会との共催分も含む。

(3) フォローアップ

- ・高森町と連携し防災事業への参加を促す。
- ・観光客が多い地区において、高森町や関係団体等と連携して合同訓練を実施する。
- ・事業者 BCP 策定済みの事業者に対し、巡回指導時等に訓練・計画の見直しについての指導を行う。(年3者程度)
- ・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

《各年度の目標件数》

項目	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
事業者 BCP 取組状況のフォローアップ件数	3	3	3	3	3

(知見の共有及び事業継続力の底上げ)

- ・本会 HP 等で域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。
- ・商工会青年部などの地理的連携型や町内に事業者のうち割合が高い宿泊業など同業種連携型での連携型事業継続力強化計画の策定を視野に入れ、事業者間の情報交換を支援する。

(関係機関等の連携)

- ・熊本県商工会連合会・熊本県火災共済協同組合の営業担当職員等の派遣を依頼し、事業者の災害や感染対策リスクファイナンスに係るセミナーや個別相談会を実施する。
- ・事業者BCP策定への計画書策定にあたり、必要に応じて、熊本県商工会連合会のエキスパートバンクによる専門家を招聘し、適切な助言による事業者支援を行う。

その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制													
(令和8年1月現在)													
(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)													
<table border="1"><tr><td style="text-align: center;">高森町商工会 法定経営指導員 1名 経営支援員 2名</td></tr></table>	高森町商工会 法定経営指導員 1名 経営支援員 2名	<table border="1"><tr><td>連絡</td><td>高森町政策推進課</td></tr><tr><td>連絡調整</td><td>高森町総務課</td></tr><tr><td>事前相談</td><td>熊本県</td></tr><tr><td>連絡</td><td>熊本県商工会連合会</td></tr><tr><td>連絡調整</td><td></td></tr></table>	連絡	高森町政策推進課	連絡調整	高森町総務課	事前相談	熊本県	連絡	熊本県商工会連合会	連絡調整		
高森町商工会 法定経営指導員 1名 経営支援員 2名													
連絡	高森町政策推進課												
連絡調整	高森町総務課												
事前相談	熊本県												
連絡	熊本県商工会連合会												
連絡調整													
<p>① 都道府県及び関係市町村との連携体制</p> <ul style="list-style-type: none">・本会、本町政策推進課・総務課が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針を決定するため、年1回、評価委員会(連絡協議会)を開催する。なお、本会は、商工業の施策など、政策推進課と密接に連携していることから、日常的な相談や報告については同課を窓口として対応を行う。これに加え、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針を決定するため、2年に1度程度、情報共有の会議の場を設ける。・また、認定主体である熊本県と事前に相談・調整を行うことで、より地域の実情に応じた計画とする。													
<p>② 商工会又は、商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制</p> <ul style="list-style-type: none">・町内を3地区に分け、法定経営指導員1名と経営支援員2名の体制で巡回指導を行う。経営指導員・経営支援員を小規模事業者ごとに選定し、策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。・また、熊本県商工会連合会と連携し、事業継続力強化支援事業の実施に係る指導・助言や目標達成に向けた進捗管理、事業継続力強化に係る専門家派遣や個別相談会が可能な体制をとる。													
<p>③ 定量的に実施状況を把握し評価を行う体制</p> <ul style="list-style-type: none">・法定経営指導員1名、経営支援員2名の体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。・上記で把握・検証した実施状況を本会と高森町政策推進課、熊本県商工会連合会で、評価委員会(連絡協議会)を年1回開催し、事業結果を評価し次年度の支援内容の検討を行う。													

④ 経営指導員等の資質向上に係る体制

・本会職員向けに、熊本県商工会連合会や熊本県火災共済協同組合の営業担当者を招聘し、研修会や勉強会等を開催して、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

古庄 彰（連絡先は後述）

② 当該経営指導員による情報提供及び助言（手段、頻度、等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく事業の進捗管理、見直し等フォローアップ

③ 広域経営指導員の可否

経営指導員 古庄 彰 は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

(2) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

高森町商工会

住所 〒869-1602 熊本県阿蘇郡高森町高森 1614-3（高森町観光交流センター内）

電話番号：0967-62-0274 FAX：0967-62-0782

E-mail：takamori@kumashoko.or.jp

②関係市町村

高森町

〒住所 〒869-1602 熊本県阿蘇郡高森町大字高森 2168 番地

電話番号：0967-62-1111（代表） FAX：0967-62-1174

<http://town.takamori.kumamoto.jp/gyosei/contact.html>

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・協議会運営費	25	25	25	25	25
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・チラシ作製費	50	50	50	50	50
・防災備品購入費	25	25	25	25	25

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

